

青森県報

第二千九百六十号

平成二十年
七月十八日
(金曜日)

目次

告 示

- 二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の期日等……………(市興町課) ……一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域民局) ……三
- 右 同……………(上北地域民局) ……三
- 公安委員会……………(生活安全課) ……三
- 警備員等の検定の実施……………(同) ……三

告 示

示

青森県告示第五百四十二号

二等海士及び二等空士として採用する海上自衛官及び航空自衛官の平成二十年度第三次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定め、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十八条の規定によりその例によることとされる同令第百十四条及び第百十七条第一項の規定により告示する。

平成二十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十年七月二十八日から同年八月十五日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	
		位 置	名 称
平成二十年八月二十四日(日)	受付後に通知	青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地

青森県告示第五百四十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者		名称	所在地	廃止年月日
	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類			
田子町農業協同組合	三戸郡田子町大字田子字天神堂平七六	福祉用具貸与	J A 田子町ふれあいセンター	三戸郡田子町大字田子字天神堂平七六	平成二〇・六・三〇
有限会社三楽会	弘前市大字浜の一町西二丁目四の	訪問看護	訪問看護ステーション	弘前市大字浜の一町西二丁目四の	二〇・六・三〇

財団法人 ビルバリー リハビリ テーション 協会	八戸市大字河原 木字八太郎山一 〇の四四四	居宅療養 管理指導	財団法人 ビルバリー リハビリ テーション 協会	八戸市大字長苗 一代字中坪七四の 一	二〇・四・三〇
医療法人慶 成会	弘前市大字西川 岸町六の一	訪問看護	訪問看護 ステーション すこう	弘前市大字西川 岸町六の一	二〇・三・三三
株式会社 ゼンシン	東京都新宿区四 谷三の一	通所介護	株式会社 ゼンシン ケアセン ター	五所川原市字 木町一六の六	二〇・五・三三

青森県告示第五百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
有限会社 ケアサ ービス 十和 田イ ース ト	十和田市大字相 坂字高清水七八 の五四	ケアサポ ートた かしず	十和田市大字相 坂字高清水七八 の五四	平成 二〇・六・一	
医療法人 慶成 会	弘前市大字西川 岸町六の一	訪問看護 ステ ーション すこう	弘前市大字西川 岸町六の一	二〇・三・三三	

青森県告示第五百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年七月十八日

指定介護予防サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の 種類	名称	所在地	廃止年月日
財団法人 ビルバリー リハビリ テーション 協会	八戸市大字河原 木字八太郎山一 〇の四四四	介護予防 居宅療養 管理指導	財団法人 ビルバリー リハビリ テーション 協会	八戸市大字長苗 一代字中坪七四の 一	二〇・四・三〇	
社会福祉 法人 津軽富 士見 会	弘前市大字山崎 一丁目三の七	介護予防 訪問入浴 介護	弘前特別 養護老人 ホーム 介護保 険サ ービス 事業	弘前市大字自由 三ヶ丘五丁目五の 三	平成 二〇・六・一	
株式会社 ゼンシン	東京都新宿区四 谷三の一	介護予防 通所介護	株式会社 ゼンシン ケアセン ター	五所川原市字 木町一六の六	二〇・五・三三	

青森県告示第五百四十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
むつ市脇野沢寄浪一九の一 杉 沢 昭 彦	脇野沢村区域 脇野沢村漁 業協同組合 の地区	総トン数十 未満の漁船 により行う漁 業
むつ市脇野沢寄浪六の二 杉 本 末 雄		

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社カワサキ設備工業所
- 二 代表者の氏名 川崎 博
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字富士見台二丁目二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一一二二〇号
- 五 取消年月日 平成二十年七月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年七月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ウエブコーポレーション
- 二 代表者の氏名 芋田 俊雄
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字洞内字豊良一の三五

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第五〇〇一八二号
- 五 取消年月日 平成二十年七月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十年七月十八日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十年十月二十二日（水）午前九時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 一級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

青森県内に住所を有する者又は青森県外に住所を有する者で青森県内に所在

する営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当する者

- 1 施設警備業務について検定期則第四条に規定する二級の検定（以下「二級検定」という。）に係る法第二十二條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、同合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

- 2 都道府県公安委員会が前1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めざる者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 施設警備業務の管理に関すること。
- (5) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

- (1) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (2) 施設警備業務の管理に関すること。
- (3) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十年八月二十二日（金）から同年九月十二日（金）までの間（土曜日、日曜日を除く。）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

- (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

(一) 検定申請書 一通

- (二) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 二葉

- (三) 青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等） 一通

- (四) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面 一通

- (五) 四の1に該当する者は、二級検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面 一通

- (六) 四の2に該当する者は、一級検定受検資格認定書（施設警備業務に係るものに限る。）の写し 一通

5 受検手数料

一万六千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

- 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
 - 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問い合わせ先
- 1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
 - 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭